# ESGに関する国際的な枠組み(イニシアチブ)を 学ぼう



金融研究部 准主任研究員 原田 哲志 harada@nli-research.co.jp



08年 大和証券SMBC (現大和証券)入社。 大和証券投資信託委託株式会社、 株式会社大和ファンド・コンサルティングを経て、19年より現職 日本証券アナリスト協会検定会員。

## 1 — ESGに関する国際的な イニシアチブの策定が進む

気候変動や人権問題への関心の高まり を背景にESG投資の拡大が続いている。 こうした中、社会課題への取組みを推進す るために、様々な国際的なESGに関する枠 組み (イニシアチブ)とその運営組織が設 立されている。こうしたESGに関するイニ シアチブに賛同する企業や投資家は年々 増加しており、その影響力は増している。

## 2 — 代表的なESGに関する イニシアチブ

ESGに関するイニシアチブは社会課題 への取り組みの方針、企業などの情報開 示の枠組み、投資や金融に関する枠組み に大きく分けられる「図表1]。

### [図表1] ESGに関する主な国際イニシアチブと 関連組織

出所:各所資料をもとにニッセイ基礎研究所作成







社会課題への取組みの方針に関する 代表的なイニシアチブとしては国連グ ローバルコンパクト(United Nations Global Compact:UNGC)が挙げられる。 国連グローバルコンパクトは1999年の 世界経済フォーラム(ダボス会議)でコ フィー・アナン国連事務総長(当時)が提 唱した企業などがリーダーシップを発揮 し、持続可能な社会を実現するためのイニ シアチブである。

また、社会課題への取組みの方針は

「気候変動に関する国際連合枠組条約 (United Nations Framework Convention on Climate Change: UNFCCC) などの国際条約でも取決め がされている。

情報開示については「GRIスタンダード (Global Reporting Initiative: GRI)]. 「気候関連財務情報開示タスクフォー ス (Task Force on Climate-related Financial Disclosures:TCFD)]といった イニシアチブが挙げられる。

また、2021年11月、国際会計基準 (International Financial Reporting Standards:IFRS) の策定を担うIFRS財 団は国際サステナビリティ基準審議会 (International Sustainability Standard Board:ISSB) の設立を発表した。同時 に、2022年6月を目処に、これまでESGに 関する開示基準の策定を行ってきた気候 変動開示基準委員会(Climate Disclosure Standards Board:CDSB)と価値報告財団 (Value Reporting Foundation: VRF)を ISSBに統合すると発表している。

ESGに関する開示は、開示基準を策定 するイニシアチブが多数存在することに よって企業の情報開示に関する負担の増 加が指摘されており、開示基準の収れん が求められている。こうしたことから、イニ シアチブの統合と連携による開示基準の 収れんが進められている。

#### 3 — 責任投資原則(PRI)

投資や金融に関連する代表的なイニシ アチブとしては、多くの機関投資家が署 名しており特に重要な存在である「責任 投資原則(Principles for Responsible Investment:PRI)」がある[図表2]。PRI

は2006年にコフィー・アナンが提唱した ESG投資に関する原則であり、ESGに配慮 した投資を実際に行うための6つの原則 から成り立っている。

PRIは、これらの原則のもと署名機関に よるESG投資の実績を積み重ねることで ESG投資の実例や知見を蓄積し、ESG投 資のさらなる普及拡大を図っている。その ために、PRI事務局は署名機関にESG投資 の研修プログラムや情報共有など様々な 支援を行っている。

### 「図表2]PRIの署名者数と運用資産残高の推移

注:機関投資家は、アセットオーナーと運用機関に大別される。 年金基金や保険会社など資金の出し手をアセットオーナーと呼ぶ。 アセットオーナーから資金の運用を受託し、実際に企業への投資を 行う機関を運用機関と呼ぶ。

出所:PRIのデータをもとにニッセイ基礎研究所作成

| 署名機関全体の運用資産残高 署名アセットオーナーの運用資産残高



気候変動をはじめとした国際的な社会 課題に個々の投資家が独力で対処するの は難しい。しかし、PRIをはじめとしたイニ シアチブのもとで各国の投資家が連携し ていくことが、国際的な社会課題への取 組みを進める原動力となっている。

2006 2008 2010 2012 2014 2016 2018 2020

国際的なイニシアチブへの参加には ハードルがあるものの、ESGに関する課 題や情報の共有やルール策定への関与と いった多くのメリットが期待できる。

ESGに関するイニシアチブの影響力が 国際的に強まる中、日本の企業や投資家 も国際的なイニシアチブの策定に積極的 に関与していくことが必要である。